

# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年3月30日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1276(1311001276)
箇所名	門前
所在地	牡鹿郡女川町浦宿浜字門前
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図 (S=1:25,000)

宮城県

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1086号)

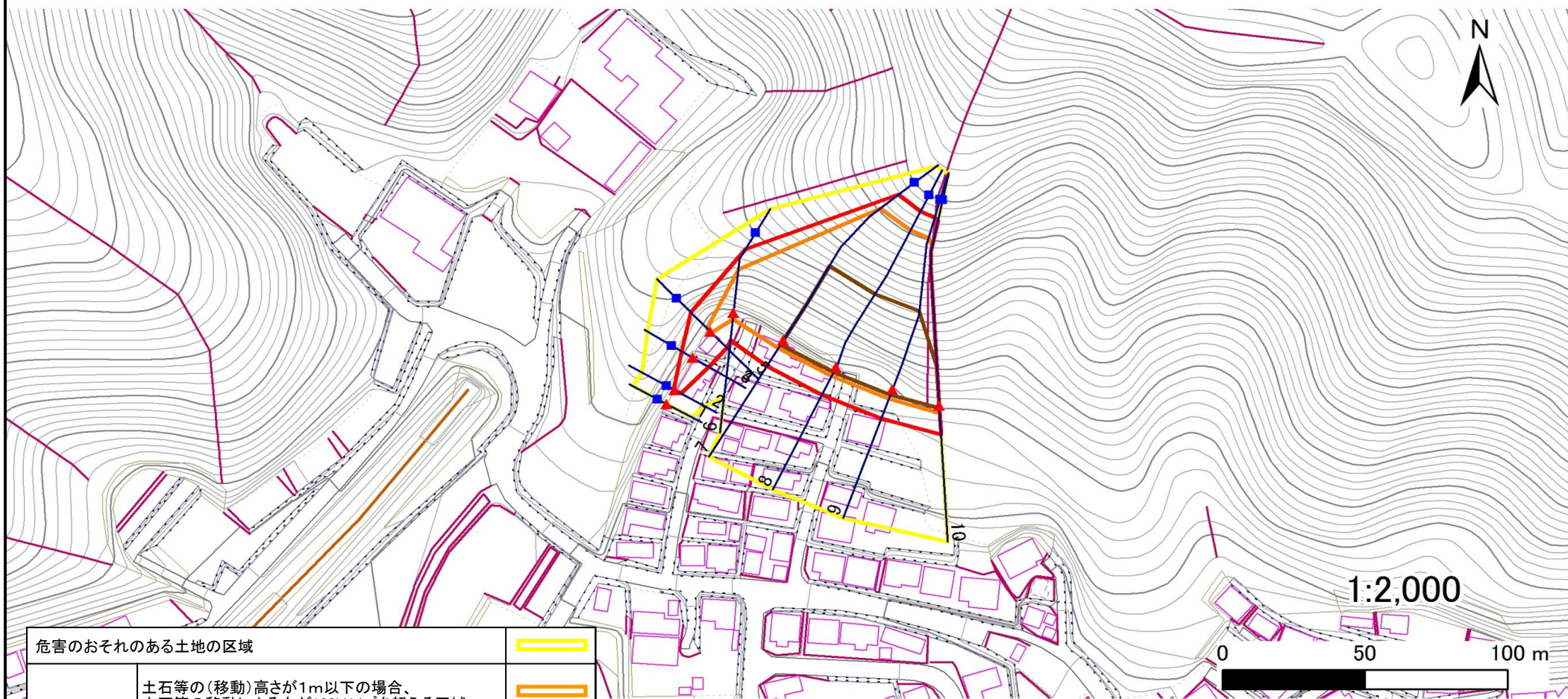
# 土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年03月30日

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

調査年度	平成28年度
急傾斜地の位置	牡鹿郡女川町浦宿浜字門前

箇所番号	1-自-1276(1311001276)	箇所名	門前	所在地	
------	----------------------	-----	----	-----	--



危害のおそれのある土地の区域		
著しい危害のおそれのある土地の区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域	
	土石等の堆積の高が3mを超える区域	
	それ以外の区域	

凡例		上端		横断測線
		下端		

## 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第357号
告示年月日	平成30年03月30日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1276(1311001276)	箇所名	門前	所在地	牡鹿郡女川町浦宿浜字門前
---------	------	----------------------	-----	----	-----	--------------

横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断側線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)		力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (Kn/m <sup>2</sup> )	土石等の高さ (m)
1 ~ 2	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
2 ~ 3	-	-	82.6	1.0	-	-	12.7	2.6	~								
4 ~ 5	-	-	100.0	1.0	-	-	13.6	2.7	~								
5 ~ 6	137.2	1.0	100.0	1.0	-	-	13.3	2.7	~								
6 ~ 7	153.3	1.0	100.0	1.0	-	-	15.2	3.0	~								
7 ~ 8	157.5	1.0	100.0	1.0	20.0	4.0	15.2	3.0	~								
8 ~ 9	157.5	1.0	100.0	1.0	20.0	4.0	15.2	3.0	~								
9 ~ 10	156.2	1.0	100.0	1.0	19.8	4.0	15.2	3.0	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								